

令和4年度 第2回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年5月6日(金) 9時00分から9時40分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (12人)

会 長	大串 俊實	副 会 長	江頭 幸典
1 番 委 員	相原 里美	2 番 委 員	小林 茂
3 番 委 員	岸川 満子	4 番 委 員	武富 直樹
5 番 委 員	大串 勲	6 番 委 員	百武 正博
7 番 委 員	中島 吉信	8 番 委 員	岸川 正基
9 番 委 員	百崎 浩一郎	10 番 委 員	千住 蔵男
11 番 委 員	山中 康一		(欠席)

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (4件)

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)

第4 議案第2号～
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
意見について (2件)

第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画
の意見決定について (5件)

第6 議案第5号 江北町農業振興地域整備計画の変更(照会)について

5. 農業委員会事務局職員

局 長	本村 健一郎
次 長	宮本 大樹
係 長	金原 広和
主 事	原田 健太郎

6. 会議の概要

- 係 長 只今から令和4年度第2回総会を開会いたします。
- 総会を始めますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、短時間での議案審議をお願いいたします。
- 係 長 本日の出席委員は13名中12名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。
- それでは、江北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いします。
- 議 長 これより議事に入ります。
- まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。
- 議 長 江北町農業委員会会議規則第10条第3項の規定に関する議事録署名人ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議 長 それでは、10番委員、1番委員をお願いいたします。
- なお、本日の会議書記には江北町農業委員会事務局主査を指名いたします。
- 議 長 それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」ですが、事前にお知らせしたとおり、新型コロナウイルス感染症対策のため報告内容について、事務局の朗読を時間短縮のために省略いたします。
- 議 長 それでは、報告第1号について質問等ある方は挙手をお願いします。
- (質問、意見なし)
- 議 長 つづきまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について」を、議題に供します。
- 事務局より件数を報告して下さい。

事務局

今月は使用貸借の1議案となっております。議案の朗読は、時間短縮のため省略させていただきます。

議案第1号は、議案書にもありますとおり、すべての農地を有効利用すること、機械・労働力・技術、周辺地域との関係などをみても問題なく、また、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上です。

議 長

次に、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議案第1号を、1番委員をお願いいたします。

1番委員

議案第1号は、使用貸借です。耕起はされていますが作付けは今後される予定で、問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの議案内容、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

それでは採決に移らせていただきます。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議 長

つづきまして、日程第4、議案第2号と議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見ついて」を、議題に供します。今月の議案は2件となります。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第2号の議案書をご覧ください。

転用目的は建売分譲住宅の建設、地目は4筆すべて田、第2種農地、有償所有権移転で転用面積は、2,438平方メートル、2,024平方メートル、2,002平方メートル、2,005平方メートルの合計8,469平方メートルです。

当該農地は駅の改札口から申請農地4筆すべて500メートル以内であることから第2種農地と判断しました。

許可基準としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場所は許可し得ると判断できます。

次に議案第3号の議案書をご覧ください。

転用目的は建売分譲住宅の建設、地目は田、第3種農地、有償所有権移転で転用面積は、1,408平方メートルです。

当該農地は江北町役場の庁舎出入り口から申請地は概ね300メートル以内であることから第3種農地と判断しました。

許可基準としまして、第3種農地であることから許可し得ると判断できます。

議案第2号と議案第3号ともに開発許可は済んでおり、また議案第2号は県の常設審議委員会の承認も必要になっております。

説明は以上となります。

議長

ありがとうございました。続きまして、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議案第1号と議案2号を、6番委員に説明をお願いいたします

6番委員

現地確認を行った結果、適切に管理もされており、生産組合、水利等についても協議済であり、転用による地域農業への影響は無いと思われま

す。

議長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び、事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

それでは採決に移らせていただきますが、5条許可申請は2議案ございます。議案第2号と議案第3号を一括して採決してもよろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

ありがとうございます。異議なしの意見をいただきましたので議案第2号と議案第3号を一括をして採決いたします。

では、議案第2号と議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号と議案第3号は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付します。

議 長

つづきまして、日程第5、議案第4号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の意見決定について」を、議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、第4号の議案書をご覧ください

江北町長より令和4年5月6日付けで農用地利用集積計画の意見決定を求められています。

第4号議案、受付は5件でございます。公社利用で新規の使用貸借が2件、新規の賃貸借が1件、再設定2件となっております。面積は、20,017平方メートルです。

他の議案と同様に、議案の詳細の朗読を省略させていただきます。

議 長

では、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

受付番号1番と2番を、7番委員に、
受付番号3番を、1番委員に、
受付番号4番と5番を、4番委員に、それぞれお願いいたします。

7番委員

受付番号1番と2番について、圃場も良く管理されており問題ないと思われま

1番委員

受付番号3番について、圃場も管理もされており問題ありません。

4番委員

受付番号4番と5番について、麦を作付けされており管理も問題ありません。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの議案内容、地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

議 長

つづきまして、日程第6、議案第5号、江北町農業振興地域整備計画の変更（照会）についてを、議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

それでは、第5号の議案書をご覧ください。
江北町長より令和4年4月26日付けで江北町農業振興地域整備計画について意見を求められています。

農業用振興地域から除外する案件は1件の変更理由は介護施設駐車場建設で地目は田の160平方メートル、第1種農地でございます。

転用許可基準については、住宅、その他申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものです。

また、土地改良の受益地となっておりますので、大字毎に設定されている27号振興計画を変更する必要がありますので、該当地区の振興計画を資料としてお渡ししております。

他の議案同様に、事前配布によって確認をさせていただいておりますので、議案の詳細な朗読を省略させていただきます。

説明は以上となります。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。
ただいまの事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

それでは採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

議 長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(意見無し)

議 長

よろしいでしょうか、それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第2回総会を閉会いたします。

9：40閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会

会 長

(議事録署名人)

10番委員

1番委員

(会 議 書 記)

事務局職員
